

夫婦関係調整（離婚）調停を申し立てる方へ

1 はじめに

離婚について当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、離婚そのものだけでなく、離婚後の子どもの親権者を誰にするか、離れて暮らす親と子どもとの交流（面会交流）をどうするかといった子どもに関する問題や、養育費、財産分与、慰謝料、年金分割の割合をどうするかといった財産に関する問題も一緒に話し合うことができます。

2 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所、当事者が合意で定める家庭裁判所（管轄合意書の提出要）

3 申立てに必要な費用

収入印紙 1200円

郵便切手 合計816円（内訳 82円×8枚, 50円×2枚, 10円×6枚）

4 申立て時及び調停進行中の提出書類とその取扱い

申立て時の提出書類

申立書2通（裁判所用、相手方用）

コピーを相手方に送りますので、相手方が読みます。

事情説明書1通

相手方から請求があれば、相手方に読まれることがあります。

進行に関する連絡票1通

相手方に読まれることはありません。

夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）1通

3か月以内に発行されたものを提出してください。

「年金分割のための情報通知書」1通

離婚とともに年金分割における按分割合（分割割合）に関する調停を求める場合にのみ必要です。情報通知書の請求手続については、年金事務所（厚生年金の場合）又は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。

調停進行中の提出書類

調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。

※ 必要になる書類の例

源泉徴収票や給与明細書の写し（養育費の必要な子どもがいる場合）、預金通帳の写し等夫婦の財産の内容が分かるもの（財産分与を希望する場合）

□ 上記□の提出方法

□ 書類を提出する場合には、裁判所用として写しを1通提出するとともに、調停期日には、その書類の原本をお持ちください。

② 書類等の中に、秘とく希望の住所等、相手方に知られたくない情報がある場合、マスキング（黒塗りなど）をしてください。

③ 上記□のマスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、原則として、その申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）などで付けて、一体として提出してください。

□ 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合でも、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

5 未成年の子どもの利益の考慮

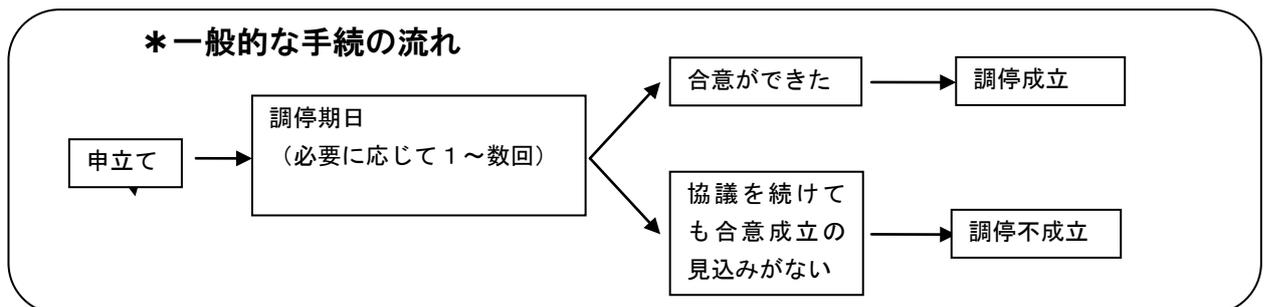
親権者をどちらの親にするべきか、面会交流や養育費などをどうするかという問題については、子どもの利益の観点から話し合いを進めます。場合によっては、子どもの年齢に応じて調停手続の中でその意思や心情を確認することがあり、心理学などの人間関係諸科学の専門職である家庭裁判所調査官が、子どもと面接することもあります。

6 調停の進行について

調停手続の流れは下図のとおりです。調停は、平日に、おおむね2時間程度行われます。多くの場合は別席で進めますが、調停委員会が必要と判断した場合は、申立人と相手方の意見を聞いた上で、同席で行います。

なお、特別な事情がない限り、最終確認は同席で行います。

何回か協議しても合意成立の見込みがない場合には、調停委員会の判断により調停は不成立となります。



夫婦関係調整（円満）調停を申し立てる方へ

1 はじめに

夫婦関係が円満でなくなった場合に、元の円満な夫婦関係を回復するための話し合いをする場として、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、当事者双方から事情を聞き、夫婦関係が円満でなくなった原因がどこにあるのか、どうすればその原因を取り除くことができるかなどについて、調停委員会が必要な助言をしながら、夫婦ご自身が夫婦関係を改善する方法を考えていくこととなります。また、その間の生活費の問題や、未成年の子どもと離れている親がいる場合には、その親と子どもとの交流（面会交流）をどうするかなどについても話し合うことができます。

この調停手続は、離婚するかどうか迷っている場合にも利用することができます。また、離婚することで意見が一致すれば、そのまま離婚の条件についても話し合うことができます。

調停の手続は、非公開で行われます。

2 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所（管轄合意書の提出要）

3 申立てに必要な費用

- 収入印紙 1200円
- 郵便切手 合計816円（内訳 82円×8枚, 50円×2枚, 10円×6枚）

4 申立て時及び調停進行中の提出書類とその取扱い

- 申立て時の提出書類
 - 申立書2通（裁判所用、相手方用）
コピーを相手方に送りますので、相手方が読みます。
 - 事情説明書1通
相手方から請求があれば、相手方に読まれることがあります。
 - 進行に関する連絡票1通
相手方に読まれることはありません。
 - 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）1通
3か月以内に発行されたものを提出してください。

□ 調停進行中の提出書類

調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらったことがあります。

※必要になる書類の例

源泉徴収票や給与明細書の写し等

□ 上記□の提出方法

□ 書類を提出する場合には、裁判所用として写しを1通提出するとともに、調停期日には、その書類の原本をお持ちください。

② 書類等の中に、秘とく希望の住所等、相手方に知られたくない情報がある場合、マスキング（黒塗りなど）をしてください。

③ 上記□のマスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、原則として、その申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）などで付けて、一体として提出してください。

□ 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合でも、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

5 調停の進行について

調停手続の流れは下図のとおりです。調停は、平日に、おおむね2時間程度行われます。多くの場合は別席で進めますが、調停委員会が必要と判断した場合は、申立人と相手方の意見を聞いた上で、同席で行います。

なお、特別な事情がない限り、最終確認は同席で行います。

何回か協議しても合意成立の見込みがない場合には、調停委員会の判断により調停は不成立となります。

